

第 188 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和元年 11 月 25 日(月) 10:00~12:30
場 所	環境局研修会館
議 題	(仮称) 白川地区土地造成事業に係る環境影響評価事前配慮書に関する審議 (第 1 回)
出席者 27 名	◇審査会委員：13 名 芥川委員, 丑丸委員, 岡村委員, 川井委員, 島委員, 島田委員, 花田委員 林委員, 藤川委員, 藤原委員, 増田委員, 宮川委員, 山下委員
	◇環境局職員：10 名 福本環境局長, 斉藤環境保全部長, 植木水・土壌環境担当課長, 岡部自然環境担当課長 他 6 名
	◇事業者：4 名 株式会社兵庫環境 代表取締役社長 松岡氏 他 3 名
公開・ 非公開	部分公開 (傍聴者 0 名)

○開会

【自然環境担当課長】

ただいまから、第 188 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。
 本日は、委員改選に伴う会長・副会長の選出及び(仮称)白川地区土地造成
 事業に係る環境影響評価事前配慮書に関する審議を予定しております。
 会長が決まるまでの間、事務局において司会を務めさせていただきます。
 それでは、本日の資料を確認させていただきます。

《提出資料の確認》

この後の事業者からの説明には、貴重な動植物に関する報告が一部含まれて
 おります。また、事業者からの説明終了後には、審査会意見形成に関する議論
 を行う予定です。

これらの情報につきましては、神戸市情報公開条例第 10 条第 5 号に定める事
 務事業執行情報、及び第 10 条第 4 号に定める審議・検討等情報に該当するため、
 これらの審議は非公開で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきます。
令和元年10月14日をもって審査会委員の任期が満了し、委員改選を行いましたので、新しくご就任いただいた委員をご紹介します。

《新規委員の紹介》

- 【自然環境担当課長】 本日は、委員改選後1回目の審査会となりますので、会長、副会長の選出を行いたいと思います。
会長・副会長の選出につきましては、神戸市環境影響評価審査会規則第4条第2項に基づき、委員の互選により定めることとなっております。
- 【委員】 前回まで副会長を務められた山下委員を会長に、本審査会の委員を長年務められている川井委員を副会長に推薦します。
- 【自然環境担当課長】 ただいま、会長に山下委員を、副会長に川井委員を、とのご推薦がありましたが、いかがでしょうか。

《異議なし》

ありがとうございます。 それでは会長を山下委員に、副会長を川井委員にお願いしたいと思います。
それでは、山下会長、川井副会長より、一言ずつご挨拶いただければと思います。

《会長、副会長から挨拶》

- 【自然環境担当課長】 続きまして、（仮称）白川地区土地造成事業に係る環境影響評価事前配慮書についての審査会意見の作成につきまして、審査会にご審議のお願いを申し上げます。
- 【環境局長】 令和元年9月27日に、事業者より、「（仮称）白川地区土地造成事業に係る環境影響評価事前配慮書」が提出されました。
つきましては、市長意見形成にあたり、審査会よりご意見を賜りたいと存じます。
本来であれば市長からご審議をお願い申し上げるところですが、公務のため、私、環境局長よりご審議をお願い申し上げます。

《審議依頼を読み上げ》

- 【自然環境担当課長】 環境局長でございますが、公務のため、これにて退席させていただきます。

《環境局長退席》

【自然環境担当課長】 これ以降の議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

【議長】 ただいま市長から意見を求められました件について、本審査会においてこれをお受けし、審議を行っていきたいと思います。それでは、事務局より、資料1の説明をお願いいたします。

《事務局より、資料1（仮称）白川地区土地造成事業に係る環境影響評価
事前配慮書手続について を説明。》

【議長】 今のご説明について、何かご質問などございますか。

【委員】 2点質問させていただきます。1期工事の完了を待たずに2期工事が始まったとのことですが、もし1期工事完了後に2期工事に着手した場合は、別々に考えることになるのかどうかを教えてくださいたいと思います。極端な言い方ですが、5ヘクタール未満で何回も分割すればアセスの対象にならないのかどうかということをお伺いしたかったというのが1点でございます。

2点目は、今回の事業地面積は17.5ヘクタールということですが、今後、3期工事が実施されることによって、20ヘクタールを超えるような事業が想定されているのかということがおわかりでしたら教えてくださいませんか。

【事務局】 2つ目の質問から先にお答えいたします。3期工事については、少なくとも本市としては承知しておりませんし、県の森林部局においてもそういったスケジュールは聞いていないとのことでした。

1点目のご質問については、工事完了後に次の工事に着手する場合は、別々の事業とみなす可能性はありますが、最終的には事例ごとに判断することになると思います。例えば事業区域が隣接していたり、調整池を共有していたりする状況であれば、必ずしも別々としてみなせない可能性も出てくると思います。ですから、そこは個別の事業の状況を見て判断することになるかと思えます。少なくとも今回の事業については、我々としては一体の事業であると判断しました。

【議長】 ほかにはございませんか。それでは、事業者を入室させてください。

《事業者入室》

【議長】 それでは、事務局より事業者のご紹介をお願いいたします。

《事務局より、事業者を紹介》

【議長】 それでは、事業者の方より、資料2のうち、「第1章 事業計画の内容」、
「第2章 事業予定地及びその周辺の状況」についてご説明をお願いします。

≪事業者より、資料2 (仮称) 白川地区土地造成事業に係る環境影響評価
事前配慮書「第1章 事業計画の内容」、 「第2章 事業予定地及びその
周辺の概況」 について説明≫

【議長】 以上の説明について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

【委員】 A案の2期工事計画平面図で、薄い緑の部分は法面ですか。

【事業者】 そのとおりです。

【委員】 そうすると、南側には法面が結構たくさんあるということですね。

【事業者】 はい、そうです。

【委員】 もう一つ聞きたいのですが、広場になる場所は全て草地になるとのことですが、コンクリートを張ることはないということですか。

【事業者】 はい。

【委員】 事業完了後、どのような上物をつくるのですか。

【事業者】 上物をつくる計画はありません。

【委員】 アセスの段階で上物の計画が決まっていないと、洪水調整池の計画が立てにくいのではないのでしょうか。

【事業者】 洪水調整池の規模については、兵庫県の技術マニュアルに従って設計します。草地でも流出係数が定められており、それに基づいて調整池の規模を決めております。

【委員】 建物を建てた場合は、流出係数が上がりますよね。

【事業者】 はい。建物を建てた場合は、流出係数が上がりますので、調整池の規模は大きくなりますが、今回の事業では建物を建てることは考えておりませんので、その方針で調整池の規模を決めております。

【委員】 今年の台風19号のような大雨が起きたときのことが心配です。

【事業者】 調整池がオーバーフローしないかどうかについては、200年に一度の雨を想定して規模を計算しますので、ご指摘いただいたような異常降雨も考慮しています。

【委員】 資料を見ていて、事業区域の周辺の情報が全くないので、わかりにくく感じました。例えば事業区域の北側の向こうがどうなっているのか、あるいは南側の川までの距離や、公共施設までの距離、あるいは勾配などが資料を見てもわかりません。北側のところがほとんど尾根筋であって、一昨年前の北海道地震のときのように、山が崩れるような震災があったとき、向こう側に崩れる可能

性があるのかないのか、ということがよくわかりません。ですから、周辺地域の情報を提供していただきたいです。特に、断面図や盛土場所との位置関係などを示していただきたいと思います。

また、先ほどのご質問に関係しますが、草地の場合、当然土の中に浸透する水もあると思いますが、全ての水が事業区域中央に設置された管路から排出できるのかどうかを教えてくださいませんか。

【事業者】 1点目の事業区域の周辺の状況について、資料の赤線で囲んでいる範囲が事業者の所有地になります。その所有地の範囲がこの尾根筋に当たる部分になります。境界から外側がどうなっているのかというのは図面を追加させていただきます。

2点目の暗渠排水については、県の基準に基づいてφ300の有孔管が必要と算出しています。有孔管の周りには砕石等を詰めて、水が入りやすくします。1期工事はこの内容で森林法の許可を取得しています。今後、事業区域を拡張するにあたっては、排水管が2本必要なのか、あるいは3本必要なのかといった点を再計算して、森林法の基準を満足する設計にする予定です。

【議長】 2点目の質問は、この場所の地下排水の状況と、それがこのような暗渠排水管の敷設で適切に処理されるのかという内容だったと思いますが、その点についても次回の審査会で説明をお願いします。

【委員】 特に、事業区域が阪神高速に面していて、万が一にも土砂崩れのようなことが起こると影響が非常に大きい場所だと思いますので、特に留意していただきたいと思います。

【委員】 B案は「多目的利用できる広場を築造する案」となっていますが、「多目的利用」というのは、どういうものを想定されているのでしょうか。

【事業者】 隣接地に、同じように土砂理立て後にサーキット場やグラウンドとして利用している場所がありますので、そういったことを考えています。

【委員】 32ページの工事工程表に関して、2期工事期間が2020年から2024年とありますが、この期間は建設残土の受入状況によって変わると思います。この5年間という期間がどのような根拠に基づいて見積もられているのかを教えてください。

また、10ページに現況写真がありますが、写真の中でどの部分が受け入れた建設残土なのかも教えてください。

【事業者】 2番目の質問については、次回の審査会で、もう少しわかりやすい資料を提出させていただきます。

1番目の質問については、3ページに複数案ごとの受入土量を記載しています。これを2期の工事期間である5年で割ると、A案の場合16万m³になります。

【委員】 いろいろな現場から建設残土を受け入れられるということですが、場所によ

って土質が微妙に違っていて透水性なども違うと思いますが、それらをバランスよく埋め立てていく仕組みはあるのでしょうか。

【事業者】 まず、建設残土の受入に関しては、産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例に基づいて、神戸市に残土の発生元などに関して申請を提出します。神戸市の承認後に建設残土を受け入れますが、品質のいい土だけでなく、品質が少し落ちる土もあると思いますので、それらの土を現場で攪拌して埋め立てていくように計画しています。

【委員】 7ページに調整池の写真がありますが、調整池は改修されるのでしょうか。

【事業者】 いいえ。このまま使います。

【委員】 法面が崩れたりしないか気になりました。また、24ページの破線はメインの管路であって、枝管は別にあるということでしょうか。

【事業者】 はい。破線で示しているのはメインの管で、枝管はこれとは別に入れます。今後、森林法の基準に基づいて対応していきます。

【委員】 調整池を改修しなくてよいということは、初めからかなり大きめにつくっておられたということですか。

【事業者】 調整池は小さいよりも大きいほうがよいということと、地形上の観点から今の調整池の位置を決めた際に、この場所は土を盛るような場所ではありませんでしたので、結果的に全体を網羅する規模になりました。

なお、事業区域内の巡視・点検は月1回必ず実施し、法面が崩れそうな箇所はすぐに修正を行うようにします。

【議長】 今の質問は、既に完成している調整池は、2期工事を実施しても拡充させる必要がないようにあらかじめつくっていたのかどうか、という意味だだと思いますが、その点はいかがですか。

【事業者】 あらかじめ想定してつくったものではなく、結果的に2期工事の範囲をカバーできる規模になったということです。

【議長】 結果的に、というのはどういう意味でしょうか。

【事業者】 ここの地形を利用すると、結果的にそういう大きさのものになったということです。ここを小さくしたところであまり他への影響が少なかったためです。

それ以外の要因として、社会情勢によっては将来的に事業計画が大きくなる可能性があったことも踏まえて少し大きめにしたということと、近隣の別事業者の調整池が小さかったという近隣住民からの要望があったためです。

【委員】 周辺はもともと樹林ですので、将来的には、この埋立地も樹林になっていくという理解でよろしいでしょうか。

【事業者】 調整池の維持管理などのため、事業区域の入り口のあたりに建設機械などを置く予定はしています。ただ、法面や建設残土で埋め立てた平地部分は緑地に戻していく計画です。

【委員】 植林されるということですか。

【事業者】　　そうです。林地開発許可の基準に従って、事業区域の敷地境界からおおむね30メートルの範囲に残置森林を配置します。また、造成森林の配置や種子吹付も行います。

【委員】　　12ページの計画平面図を見ると、草地の面積がかなり広がっていますが、放置しておくとなつという間にブッシュといますか、中低木が侵入してくると思います。草地だけで維持されることはまずないと思いますので、それに対する考えを教えてくださいたいと思います。

それから、調整池の上流は法面が密に重なっている状態なので、法面の土が徐々に調整池の中に堆積していくことが十分考えられると思いますが、そのあたりの管理はどうされるのでしょうか。

【事業者】　　2点目の調整池に土砂が流れる可能性については、年一回必ず点検、清掃を行います。また、大雨や台風がきたときには、その都度点検します。今のところ土砂が調整池にたまるということはありませんが、たまったときは必ず清掃して、きれいな水が流れるようにしていきます。

【委員】　　その管理はいつまで続けられるのですか。

【事業者】　　工事後も、大雨や台風後には必ず点検をするようにします。もし何か異常があれば補修作業を行います。

【委員】　　将来にわたって、調整池に堆積した土を撤去するなどの維持管理をされるのですか。

【事業者】　　工事中は、種子吹付をしていませんので、どうしても流出土砂は多くなりますが、林地開発許可の基準で、数ヶ月に1回のしゅんせつが義務付けられますので、きちんと実施していきます。工事完了後は、種子吹付を行ったり緑地に戻しますので、土が流れる量は少なくなってくると思います。

【委員】　　心配しているのは工事の後です。

【事業者】　　工事後3年間分の堆砂量を確保できる調整池を設けなければなりません。その上で、大雨や台風後は土砂がどうしても流れ込みますので、その都度しゅんせつしようと考えています。

【委員】　　希望としては、工事完了後も、継続的な巡視・点検と堆積土砂の撤去を実施していただきたいと思います。

また、32ページの工事工程表を見ると、5年間の工事の途中で植栽工事をされる予定になっています。ここは自然地の中の樹林ですので、近隣の農家と契約するなどして、植栽される樹木や草本類を郷土種にすることは可能だと思います。神戸市のご意見も伺いたいのですが、流通しているものを買って植栽すると、近年は交雑の問題とか出てきているので、そのあたりの配慮をしていただけなのでしょうか。

それから、植生図には出てきていませんが、文章中には、自然林の中に照葉樹林が現存していると書かれていますので、そういったものがあるのであれば、

保存したり植栽につなげるといった取組をご検討いただければと思います。

【事業者】 森林法の許可を取得する上で、植栽の樹種を決める必要がありますので、その際に既存の在来種を使う計画を立てていきたいと思っています。

工事期間を5年にした理由は、土の量や社会情勢の変化もありますが、森林法上、5年以上の許可が取れないことになっていて、それが制約になったところがあります。実際にはもう少し長い期間になると思います。

【委員】 排水機能に関して、28ページの点検項目で、さまざまなことをチェックされることになっています。先ほどの説明でφ300の排水管を入れるとのことでしたが、最初はφ300の口径でも、何年か経つと、中に土が堆積して断面積が減ってしまうという現実があり、いろんな土木関係者がみんなこれで悩んでいます。工事完了後3年間にチェックする際には中のほうまでチェックできないと思いますが、それを仕方ないこととするのか、それとも何らかの対策を考えておられるか、そのあたりについて教えていただけたらと思います。

【事業者】 先ほどφ300と言いましたのは計算上の話で、実際にはφ800の管を入れていますので、排水機能は維持できると考えています。

【委員】 それは期待感であって、行政からそれをチェックしなさいという指導はないということですね。

【事業者】 そうです。断面積がどれだけ狭小になってきて、機能を発揮できなくなっているかといった追跡調査はしておりません。

【委員】 既に盛土をしている部分もあって、一部の管は設置済みだと思いますが、事業区域の拡張後に流量がふえたときに、既に土中に入っている管を改修することは可能なのですか。

【事業者】 可能です。

【委員】 資料4の説明会報告書7ページや、資料3の3ページをよく見ると、C案は別として、A案、B案にそれほど大きな差はありません。多目的利用ができるB案がやりたかったのか、それとも今回のアセスのためにA案を選択したのかというところの本音をお聞きできますか。

【委員】 今の点に関連して、A案はどこから出てきたのですか。つまり、A案よりも規模を縮小する案と言うのはあり得ないのですか。なぜこのA案なのかというところを教えてください。

【事業者】 本音を言わせていただくと、民間企業がやる事業ですので、できれば受入土砂が多く受け入れられるC案にしたいという思いがありました。

【委員】 88ページの二酸化窒素のところ「環境基準値0.060ppm」と書かれていますが、これは正しくありませんので修正をお願いします。

次に、それ以降の経年変化の折れ線グラフについて、白川台測定局の平成30年度結果は有効測定日数に達していませんので、光化学オキシダントのグラフのように、平成30年度の値はグラフに示すべきではないと思います。

【委員】 調整池から流れる水が下谷山川を經由して谷山大池に入り、農業用水として使われるとのことで、工事期間中の監視計画を立てておられます。受け入れる土砂が多ければ多いほど事業としてはありがたいという話もありましたが、建設残土以外に、大規模災害で発生するようなものを受け入れる可能性があるのか、また受け入れる場合は何らかの基準があるのかという点を教えてください。

【事業者】 今のところは建設残土や建築にかかわる残土のみを受け入れることを考えています。今年は千葉県でも大きな台風があり、たくさんの土砂が流れていましたが、そういったものを受け入れる場合には、事前に神戸市とも協議したうえで受け入れたいと考えています。

【委員】 その場合の受入基準について、公的に決められたようなものはあるのですか。

【事業者】 例えば、元の土地利用が病院やガソリンスタンドだった場合は、神戸市から事前に分析するように言われます。分析結果に問題がなければ、神戸市に報告した上で受け入れることが可能になります。

それ以外にも、実際に事業場に土が持ち込まれる際に、人の目で見て問題がないかを確認しています。

【委員】 6ページの写真位置図で、1期工事と2期工事の境目を教えていただきたいのですが、その図の22番より南側の地形は既にできていて、これ以上は高くならないのですか。

【事業者】 22番より南側の地形は、ある程度完成しています。そのあたりがわかる資料を次回の審査会に提出させていただきたいと思います。

【議長】 よろしいでしょうか。次に、資料2のうち「第3章 事前配慮事項の検討」と資料4についての説明をお願いします。

《事業者より、資料2 (仮称) 白川地区土地造成事業に係る環境影響評価
事前配慮書「第3章 事前配慮事項の検討」 について説明》

【自然環境担当課長】 本日は時間が押しておりますので、先に資料3を説明していただき、資料4につきましては、次回説明していただくことにしたいと思います。

【議長】 それでは、資料3につきましては貴重な動植物に関する情報が含まれるため、会議の冒頭で決議しましたとおり、以後の審議は非公開にさせていただきます。それでは、事業者より資料3について説明をお願いします。

《事業者より、資料3 動植物調査報告書 について説明》

【議長】 ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

【委員】 ハリマムシグサを確認されたということで、これは非常に重要なことだと思います。どのぐらいの株数が見られたのかということと、大型のものだけで

はなく、結構小さな個体も見られると思いますが、そういった小さな個体も含めて移植されるのかどうか、という点についてお聞きしたいと思います。

【事業者】 株数につきましては 21 株確認しました。10 ページの写真のものは、葉が展開して花もつきそうな大きさになっていますが、それ以外に葉が出て間もないものもありました。

【委員】 日本でもこの地域にしかない植物ですので、小さな個体も含めてぜひ守っていただければと思います。

【委員】 資料には、多様な植生、草原、草地を復元することが書かれています。私自身は、造成後に代償植生が進んで樹林化することは構わないと思っているのですが、そのあたりの管理と予測について教えていただきたいと思います。

【事業者】 草地として維持管理するよりも、自然に任せたほうが管理の手間は当然少なくて済みます。調整池は継続して管理すべき場所ですので、その周りは草地として保全しないといけないと思っておりますが、それより奥の場所については今後検討していきたいと思います。

【委員】 草本類や種子吹付や樹木を植栽する予定はあるのですか。

【事業者】 面積にもよりますが、表土の撒き出しを優先したいと考えています。今回は平地部分を緑化することを考えていますが、そういった場所はすぐに発芽しなくてもいいと思っています。貴重種のうちのオオシロガヤツリやヤナギヌカボなどは、元々あったものか持ち込まれたものかわかりませんが、おそらく前年に発芽したものですので、同じようなことを期待して、できるだけ表土の撒き出しを行いたいと考えています。

【委員】 今日は時間がありませんので、もう少し詳しいところは神戸市を通してお聞きしたいと思います。

【委員】 101 ページの事前配慮段階環境影響評価項目に選定されていないものとして、例えば水質に関しては、建設残土あるいはその土からの流出の可能性を考えると、工事中だけではなく施設の存在中も長期的なモニタリングが必要なのではないかと思えます。

また地盤と地下水については、基準に従って工事を行うため、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しないとのことですが、近年の異常気象やこの場所の地形の特性を考えると、地盤の安定性あるいは水の問題というのは十分検討していただいたほうがいいのではないかと思います。

あと、森林を伐採するわけですから、通常であれば地球温暖化、つまり CO₂ 吸収量の減少ということも、ある程度は考える必要があるのではないかと思います。

これらの点について少し検討していただけたらありがたいと思います。

【事業者】 検討して、次回の審査会で報告できるようにさせていただきます。

【委員】 大気質、騒音、振動を事前配慮段階環境影響評価項目に選定しない理由とし

て、工事関係車両の台数を平準化したり、工事用車両の日台数が最大 100 台程度であることが書かれています。受け入れる土砂が相当多いということをお聞きしましたが、それでも最大 100 台におさまるのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

それから、現状交通量に対する工事用車両の増加割合が 0.8%であることが書かれています。58 ページの周辺交通量を示した図では、事業予定地周辺の道路がどうなっているのかよくわからないのですが、県道 16 号明石神戸宝塚線の台数は 1000 台余りですので、100 台増えると 0.8%増ということにはならないと思っております。そもそもこの事業予定地にどのようなルートで車が入るのかを示していただかないと、そのあたりが理解できません。

【事業者】 アクセスの計画としては、基本的に阪神高速の布施畑東インターから県道 22 号神戸三木線に出てきます。そこから、少し北進して市道下谷山川白川線に入るルートを想定していますので、これに該当する交通量は県道 22 号神戸三木線に書いている 11, 893 台になると考えております。

【委員】 その台数は確かに 1 万台を超えていますけれども、60 ページの図では、1 キロメートル離れたところに病院もあって、そのあたりの市道の交通量は示されていませんよね。

【事業者】 市道では交通量調査はされておらず、わかりませんでした。

【委員】 ですから、100 台増えても影響がないという説明は根拠が乏しいと思いました。

【議長】 想定される工事用車両がどのようなルートでどれぐらいの台数なのか分かる資料を次回までに用意していただけますか。つまり、大気質、騒音、振動に対して大きな影響を与えないので事前配慮段階環境影響評価項目に選定しないという根拠がもう少しわかりやすくなるような資料をお願いしたいと思います。

【委員】 私も今のご意見については同意見です。県道 22 号神戸三木線が一番わかりやすい地図は何ページにありますか。

【事業者】 資料 2 の 58 ページの南北に走っている道路です。

【委員】 この道路からどのように事業区域に入っていくのがもう少しわかるようにしていただき、どの現状に対して 0.8%増加するのかということも含めて、もう一度説明していただきたいと思います。

【事業者】 わかりました。

【委員】 102 ページの水質の環境要素に「有害物質」と書いていただいておりますが、pH や SS などの有害物質ではない項目も含めていただくようお願いします。

【委員】 法面などで、pH が上がると外来種がどっと入ってきて、外来種が優先する場所になるという研究結果があります。つまり、日本は酸性土壌ですので、土壌の pH が変わると外来種に非常に大きな影響を与えてしまうことがわかってきていましたので、表土の pH があまり上がり過ぎないように工夫をしたりチェッ

クしていただけるとよいと思います。

【委員】 もしドローンなどを持っておられたら、現況の工事進行状況の航空写真を撮っていただいたり、あるいは図面の上でどこまで1期工事が終わっているのかということが何らかの形でわかるとありがたいと思います。

というのは、先ほどの外来種が侵入しているところは南だけじゃなくて、北の外れにもありますよね。だから、どこまですでに土が入っているのかということがこの資料だけではわかりにくいからです。

【議長】 よろしいでしょうか。それでは質疑は以上とさせていただきます。

事業者の方、ご説明ありがとうございました。退席いただいて結構でございます。

《事業者退室》

【議長】 それでは、事務局から、今後の予定についてご説明をお願いします。

【自然環境担当課長】 今回の審査会では、本日説明できなかった住民説明会の報告と、市民意見の提出があればその概要についてご説明させていただきます。また、本日事業者が回答できなかった質問に関して追加資料を準備して説明していただく予定です。

【議長】 それでは以上で終了いたします。ありがとうございました。